

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 28 日

静岡地方裁判所富士支部執行係

裁判所書記官 松 井 一 代

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 28 日 午前 8 時 30 分から 令和 8 年 11 月 4 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 8 年 11 月 11 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所富士支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 12 月 2 日 午前 10 時 00 分 場 所 静岡地方裁判所富士支部執行係
特別売却 実施期間	令和 8 年 11 月 12 日 午後 1 時 00 分から 令和 8 年 11 月 12 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 28 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。 なお、期間入札において買受申出がないときは、開札日の翌日に特別売却が実施されます。	

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和7年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	11, 500, 000 9, 200, 000	一括	2, 300, 000	117, 251	28, 444
1	2, 780, 000				
2	8, 720, 000				



物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 富士市原田字中野 |
| | 地 番 | 9 6 6 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 1 . 2 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 富士市原田字中野 9 6 6 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 9 6 6 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 5 . 4 1 平方メートル
2 階 5 4 . 6 5 平方メートル |



物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 6 日

静岡地方裁判所富士支部執行係

裁判所書記官 松 井 一 代

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 富士市原田字中野 |
| | 地 番 | 9 6 6 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 1 . 2 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 富士市原田字中野 9 6 6 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 9 6 6 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 5 . 4 1 平方メートル
2 階 5 4 . 6 5 平方メートル |



令和 8 年 (ケ) 第 8 号

令和 8 年 4 月 24 日受理

令和 8 年 6 月 12 日提出

現況調査報告書

静岡地方裁判所富士支部

執行官 小 野 雅 章

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 富士市原田字中野 |
| | 地 番 | 9 6 6 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 1 . 2 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 富士市原田字中野 9 6 6 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 9 6 6 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 5 . 4 1 平方メートル
2 階 5 4 . 6 5 平方メートル |



不動産の表示	「物件目録」のとおり	
住居表示	(住居表示未実施)	
土地	物件 1	
現況地目	☒ 宅地（物件 1） ☐ 公衆用道路（物件 ） ☐ （物件 ）	
形状	☒ 公図のとおり ☒ 地積測量図・全図のとおり（ ☐ 備付なし） ☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり	
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）	
その他の事項	☒ 別紙「その他の事項」記載のとおり	
建物	物件 2	
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である ☐ 公簿上の記載と次の点が異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：	
物件目録にない附属建物	☒ ない ☐ ある 種類： 構造： 床面積：	
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を居宅（空き家）として、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり	
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）	
その他の事項	☒ 別紙「その他の事項」記載のとおり	
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある 地方裁判所 支部 平成 年（ ）第 号 保管開始日 平成 年 月 日	
土地建物の位置関係	☒ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図（概略）のとおり	

(注) チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

- 1 本件土地建物の占有状況について、本件調査に際し、A（所有者）との面談等は出来なかったが、物件所在地における臨場時の状況及び一件記録、近隣住人からの聴取等を勘案し、2枚目記載のとおり認定した。
- 2 本件土地建物の形状及び所在場所等については、別紙「土地建物位置関係図（概略）」記載のとおりである。
- 3 本件土地における主な公法上の規制等、画地の状況、供給処理施設については、評価人作成の評価書を参照されたい。
- 4 本件土地は、北側幅員約6mの舗装市道（市道原田中野1号線・地番966-1の土地は富士市所有の公衆用道路）に接面している。
- 5 本件建物は、ヒートポンプ給湯機が設置されたオール電化の住宅である。
- 6 本件建物は、経年相応の劣化した状態の建物である。本件建物の不具合箇所として、本件建物内の壁クロス等の一部に落書きや汚れ箇所が見受けられた。また、本件建物の南東側部分の雨樋（呼び樋、豎樋）が外れた状態であった。

以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(関係人の陳述等用)

関係人の陳述等	
陳 述 者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■近隣住人	本件建物には、以前、Aとその家族（妻・子）の5人が住んでいましたが、約1、2年前から本件建物は空き家となっています。 （令和8年5月26日聴取） 以 上

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
(4 枚目)

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年4月24日(金)	当庁	富士市役所に対し、間取図請求(郵券220円)
令和8年5月12日(火) 16:50-17:00	物件所在地	物件確認、写真撮影、全戸不在
令和8年5月13日(水)	当庁	A(所有者)に対し、現況調査期日通知書を送付(郵券110円)
令和8年5月20日(水) 9:40-9:50	静岡地方法務局 (富士支局)	隣接地の登記事項証明書交付申請
令和8年5月26日(火) 1 13:25-13:35 2 14:00-14:40	1 富士市役所 2 物件所在地 3 当庁	1 接面道路につき調査 2 評価人同行、全戸不在(空家状態・本件土地に売却看板が存在)、写真撮影、立入調査、占有調査、近隣住人から聴取 3 現況調査実施通知書を送付(郵券110円)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていることも予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☒ 令和8年5月26日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人Bを立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

(5 枚目)

イ 968-12 ハ 968-4 ホ 968-5 ト 969-6 リ 970-46
ロ 968-2 ニ 969-9 ヘ 966-49 テ 966-3



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在 富士市原田字中野				地 番 966番11					
出 力 尺 寸	1/600	精 度 区 分		座 標 系 番 号 又 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(静岡地方税務局富士支局管轄)

令和8年2月26日

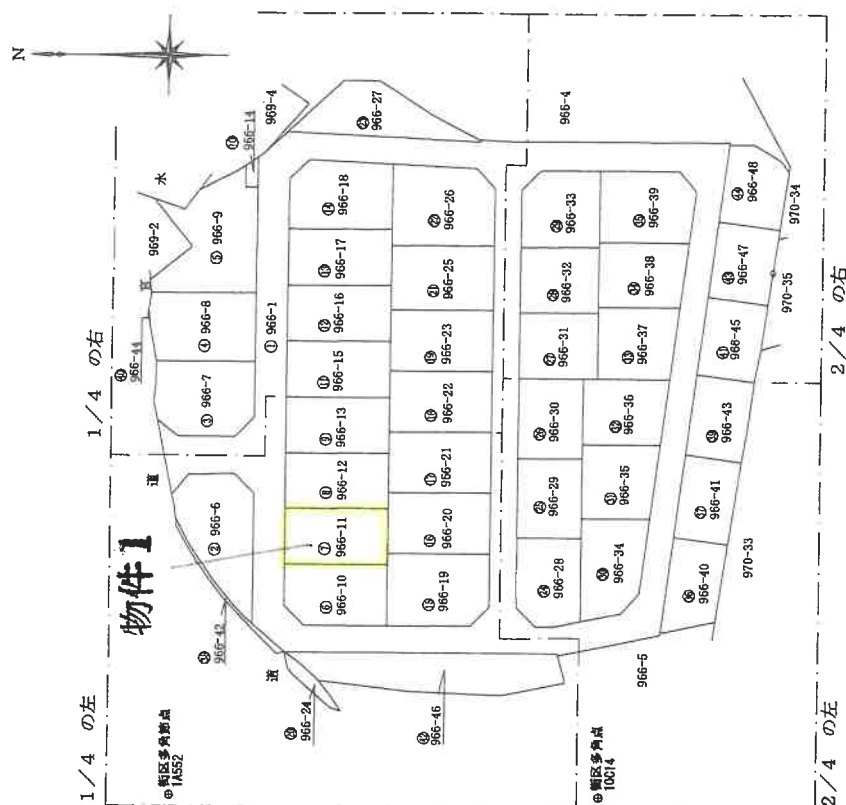
東京法務局中野出張所

地図整理番号：M25794

登記官

地積測全量

地番	966-1 966-6ないし966-48
土地の所在	富士市原田字中野

[illegible][illegible]

街区基准点座標一覽表

测点名称	X	Y	座 标
LA552	-91317.822		18763.596
街区多角点			
10C74	-91308.905		18768.449
街区多角点			

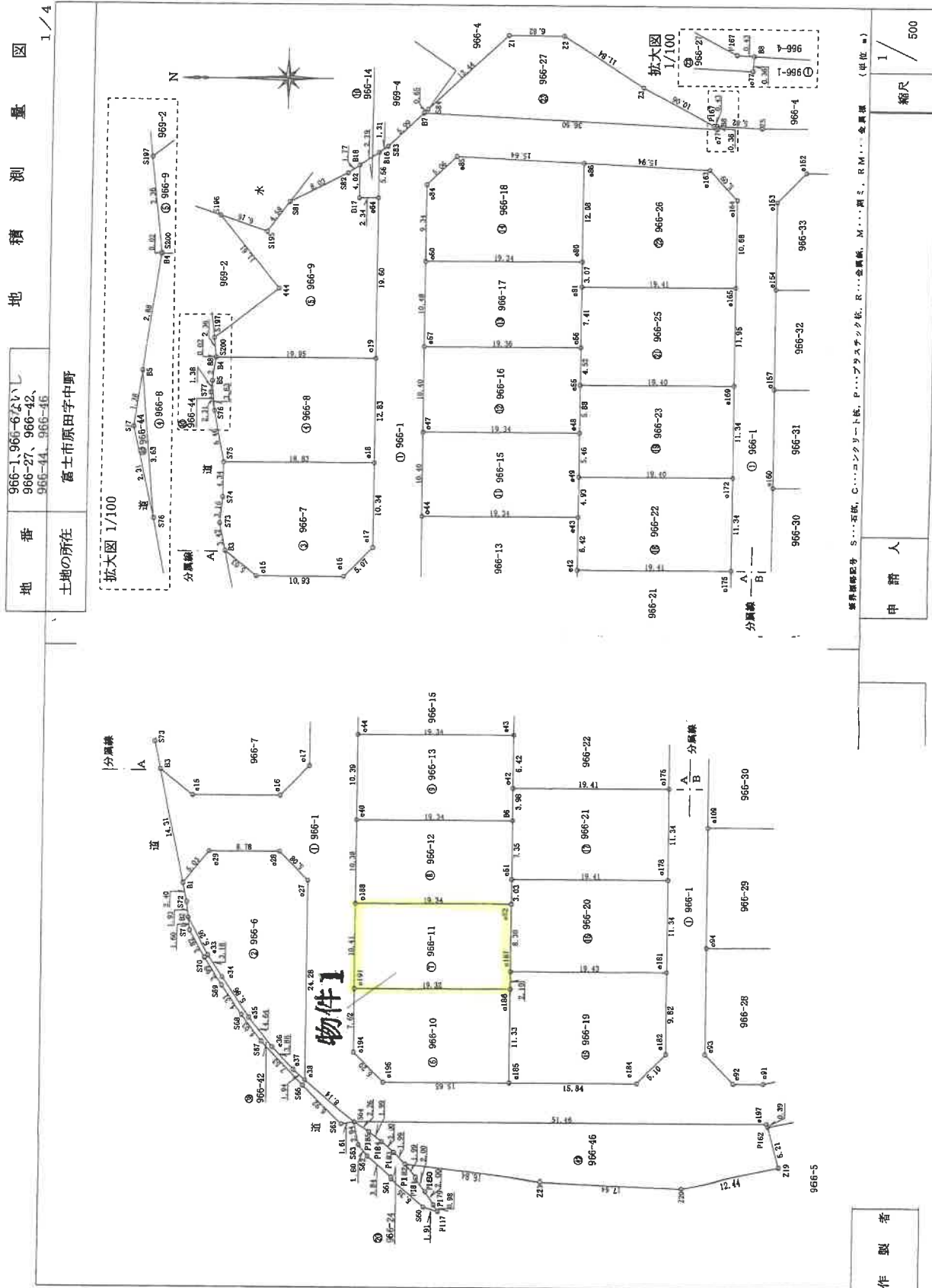
測地系	世界測地系
座標系	W 座標系
測量年月日	平成26年3月10日

事典類記号 S…石灰, C…コンクリート杭, P…プラスチック杭, M…合金鋼, R…金属板, R M…合金鋼 (単位: mm)

人請申

縮尺 1000

作者



(静岡地方法務局富士支局管轄)

東京法務局中野出張所

製品 4

(8 枚目)

登記年月日：平成27年1月21日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(静岡地方裁判所富士支部管轄)

令和8年2月26日

東京法務局中野出張所

登記官

(10 枚目)

地図整理番号：1125796

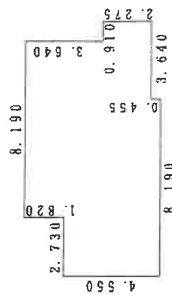
建物図面図

家屋番号 966番11

建物の所在 富士市原田字中野966番地11

各階平面図

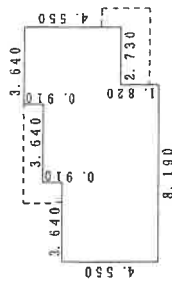
1階



求積表

5.460 X	6.370 =	34.780200
2.730 X	3.640 =	9.937200
2.730 X	4.550 =	12.421500
3.640 X	2.275 =	8.281000
合計		65.419900
床面積		65.41㎡

2階

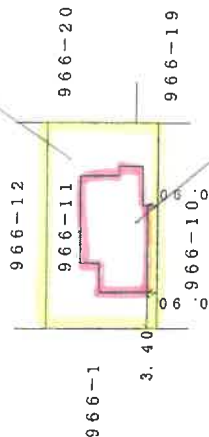


求積表

0.910 X	0.910 =	0.828100
4.550 X	2.730 =	12.421500
4.550 X	3.640 =	16.562000
5.460 X	4.550 =	24.843000
合計		54.654600
床面積		54.65㎡



物件1



物件2

作製者

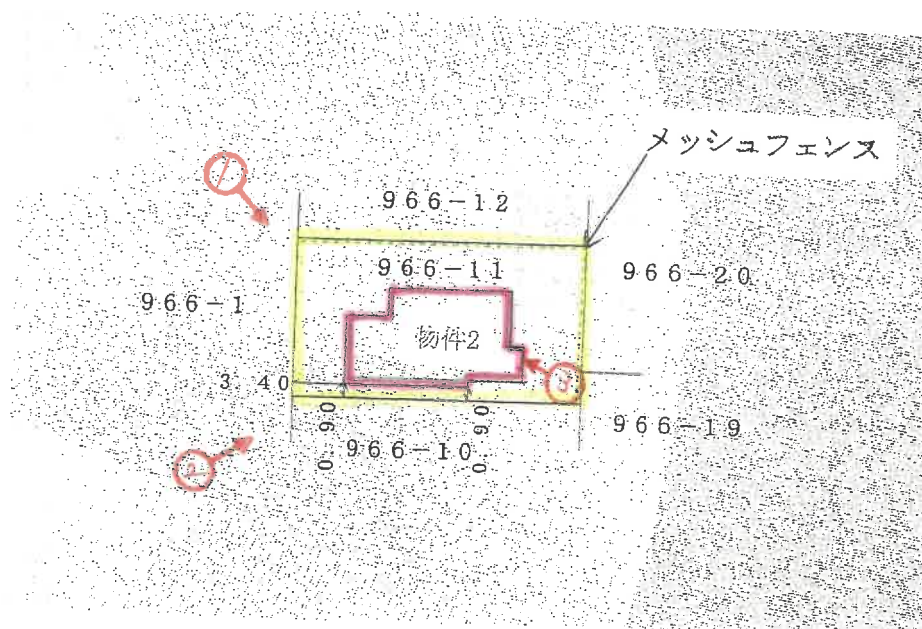
縮尺 1/250

申請人

縮尺 1/500

【A3版をA4版に縮小】

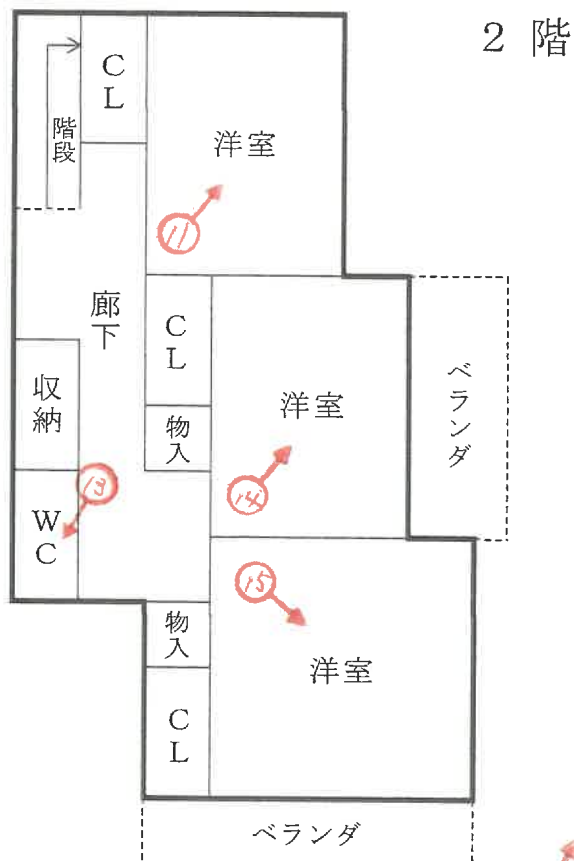
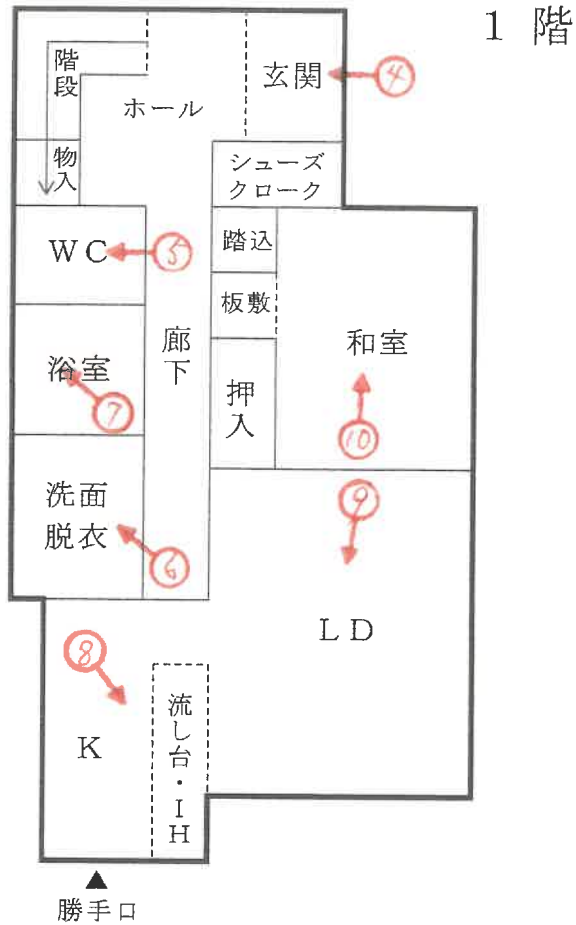
土地建物位置関係図（概略）



写真撮影の位置及び方向を示す。

物件 2

間取図



(12 枚目)



写真撮影の位置及び方向を示す。

写真1



写真2



写真3



写真4



写真5



写真6



写真7

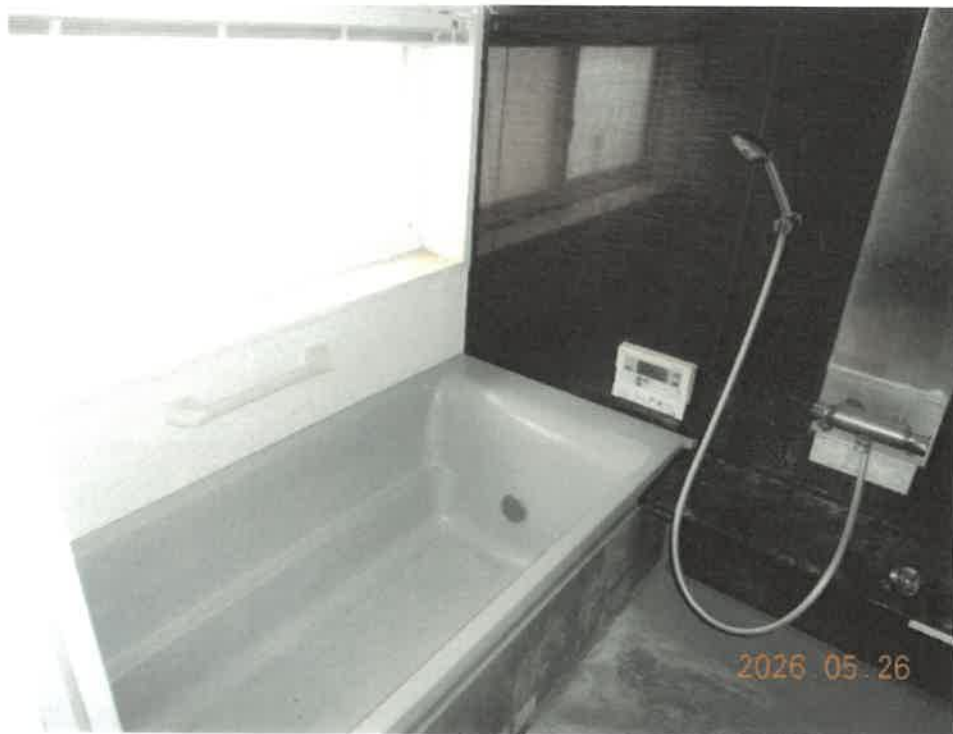


写真8



写真 9



写真 10



写真 1 1



写真 1 2 上記写真 1 1 の本件建物 2 階北側洋室の壁クロスの落書き部分
(撮影位置の図示は省略)



写真 1 3



写真 1 4



写真 1 5



写真 1 6 本件建物 2 階階段部分の壁クロスの落書き、汚れ部分（撮影位置の図示は省略）



令和8年 (ケ) 第 8号
令和8年 5月26日 現地調査
令和8年 6月11日 評 価

静岡地方裁判所富士支部 御中

評 価 書

評価人 不 動 産 鑑 定 士

興 津 康 博

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 所 在 | 富士市原田字中野 |
| | 地 番 | 9 6 6 番 1 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 2 0 1 . 2 1 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 富士市原田字中野 9 6 6 番地 1 1 |
| | 家屋 番号 | 9 6 6 番 1 1 |
| | 種 類 | 居宅 |
| | 構 造 | 木造かわらぶき 2 階建 |
| | 床 面 積 | 1 階 6 5 . 4 1 平方メートル
2 階 5 4 . 6 5 平方メートル |



第1 評 価 額

一 括 価 格	
金 11,500,000円	
内 訳 価 格	
物件1（土地）	金 2,780,000円
物件2（建物）	金 8,720,000円

- 1 一括価格は、物件1、物件2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。
- 5 上記評価額は引受債務相当額を控除する前の価格である。

第3 目的物件

番号	登 記	現 況
1	物件目録記載のとおり	
2	物件目録記載のとおり	
特 記 事 項		
・物件1 土地上に物件2の建物が存する。		

※ 現況欄に記載のない事項に際しては、ほぼ登記記載と同じ。

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位 置 ・ 交 通	J R 東海道本線「吉原」駅の北方・直線距離約 3.6 k m 岳南電車「岳南原田」駅の北方・直線距離約 1.2 k m (別添「位置図」参照)	
付 近 の 状 況	富士市中心市街地の北東方で、一級河川「滝川」左岸の原田地域内に位置し、東西に走る「東名高速道路」の北側背後の事業所倉庫等が建っていた跡地に、開発して造られた戸建住宅が建ち並ぶ住宅地域。当地域は、格別な地域の変動要因は認められないことから、当面は、現況の利用態様にて推移してゆくものと予測される。	
主 な 公 法 上 の 規 制 等 (道路の幅員等 の個別的な規制 を考慮しない一 般的な規制)	都市計画区分 用 途 地 域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 50 % 80 % — ・最低敷地面積 165 m ² ・高さ制限 10 m
画 地 の 状 況	地 積 (登 記) 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢 接 道 状 況 そ の 他	201.21 m ² 長方形 間口約 10.4 m 奥行約 19.3 m 画地は平坦地、地域的には南方に下方緩傾斜 路面と等高に接面する中間画地 特になし
接 面 道 路 の 状 況	北側幅員約 6 m 舗装市道（建築基準法上の道路）	
土 地 の 利 用 状 況	現 況 利 用…物件1土地は物件2の建物敷地として利用されているほか、同土地内に駐車スペースが存在する。 目的外建物の有無…なし そ の 他…特になし	
供給処理施設	上 水 道：あり ガ ス 配 管：あり 下 水 道：あり (注) 供給処理施設における「あり」とは、目的物件の前面道路に該当施設の本管（以下、施設管という）が通っており、敷地内への引込が出来る状態にあることをいう。「なし」とは、目的物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず、敷地内に引込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは、前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理施設を利用している場合や、役場での確認事項に疑義がある場合等で、将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	

特 記 事 項	・ 本件土地は、かつて製紙会社の倉庫・寮・社宅等が建っていた土地を不動産会社が開発整備した分譲地であることから、地下埋設物や土壌汚染が存在する可能性は低いと思料される。 ・ 同土地は、富士市役所の公開情報によると、土壌汚染対策法に基づく要措置地域・形質変更時要届出区域の指定及び解除の対象になっていない。 ・ 本件土地が存する分譲地の西方で、一級河川「滝川」が南北に存在し、静岡県公開情報「富士川水系滝川洪水浸水想定区域図」（想定最大規模）によると、本件土地付近は浸水想定区域にかかっている。
----------------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成27年1月新築 経過年数：約11年 経済的残存耐用年数：約14年
仕 様	構 造：木造2階建 屋 根：かわらぶき 外 壁：サイディング 内 壁：クロス、ボード等 天 井：クロス、ボード等 床：フローリング、畳、クッションフロア等 設 備：電気、給排水、衛生、IHクッキングヒーター、ヒート ポンプ給湯機 その他：特になし
床面積（現況）	ほぼ登記どおりとみられる。
現況用途等	現況用途：居宅 間 取 り：後添間取図参照
品 等	普通
保守管理の 状態	普通
建物の利用 状況	建物所有者が、本件建物を住居（空き家）として占有している。 ※詳細は、執行官の現況調査報告書を参照されたい。
特記事項	・所有者の立会いが得られなかったため、建物・設備等の不具合の有無は聴取できなかった。 ・内壁クロス、建具に落書きや汚れが見られた。 ・和室の畳表に劣化が見られた。 ・建物の南東側の雨樋（呼び樋と堅樋）が外れて繋がっていない状態であった。

第5 評価額算出の過程

適切な複合不動産の取引事例が収集されず、また、対象物件が戸建住宅とその敷地で収益物件ではないため、比準価格と収益価格は求めず、積算価格より評価額を求めるものとする。

1 基礎となる価格

① 物件1（土地）

上記土地の更地価格を算出し、これに建付減価を行って建付地価格を求めた。

物件 番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地積 (㎡) ウ	建付 減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	48,000	1.00	201.21	0.96	9,270,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

基準地 富士－19

公示価格等 時点修正 標準化補正 地域格差 標準画地価格
 $45,800 \text{ 円/㎡} \times 99.6 / 100 \times 100 / 100 \times 100 / 95 \div 48,000 \text{ 円/㎡}$

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：なし

◇地域格差：基準地は街路、環境条件にやや劣る。

イ 個別格差：なし

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地の適応状態等を考慮した。

② 物件2（建物）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	165,000	120.06	0.50	9,900,000

ウ 現価率：耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用して下記のとおり求めた。

経過年数 11 年、経済的残存耐用年数 14 年、観察減価 10%

(耐用年数に基づく方法) (観察減価法)

現価率 = $14 \text{ 年} \div (11 \text{ 年} + 14 \text{ 年}) \times (1 - 0.10) \div 0.50$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

物件 番号	建付地価格 (円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格 (円) ア×イ = ウ
1	9,270,000	0.50	法定地上権	4,640,000

イ 土地利用権等割合：物件 2 建物の土地利用権等を法定地上権と判定し、建物の経済的残存耐用年数を考慮して、その割合を 50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

物件 番号	基礎となる価格 (円) (1①オ、1②エ) ア	土地利用権等価格の 控除及び加算 (円) (2①ウ) イ	占有減価 修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額 (円) (ア±イ) × ウ × エ × オ
1	9,270,000	－4,640,000		—	0.60	2,780,000
2	9,900,000	＋4,640,000	—	—	0.60	8,720,000
一 括 価 格 (合 計)						11,500,000

ウ 占有減価修正：なし

エ 市場性修正：なし

オ 競売市場修正：第 2 評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

第6 参考価格資料

1 基準地価格 富士ー19

所 在：富士市三ツ沢字中木添92番11

価 格：45,800円/㎡

価 格 時 点：令和7年7月1日

地 積：165㎡

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：北側4.3m市道

用 途 指 定 等：第一種低層住居専用地域

(建蔽率50%、容積率80%)

地 域 の 概 要：一般住宅を中心にアパート、農地等が介在する住宅地域

第7 附属資料

1 位 置 図

2 公 図 写

3 建物配置図

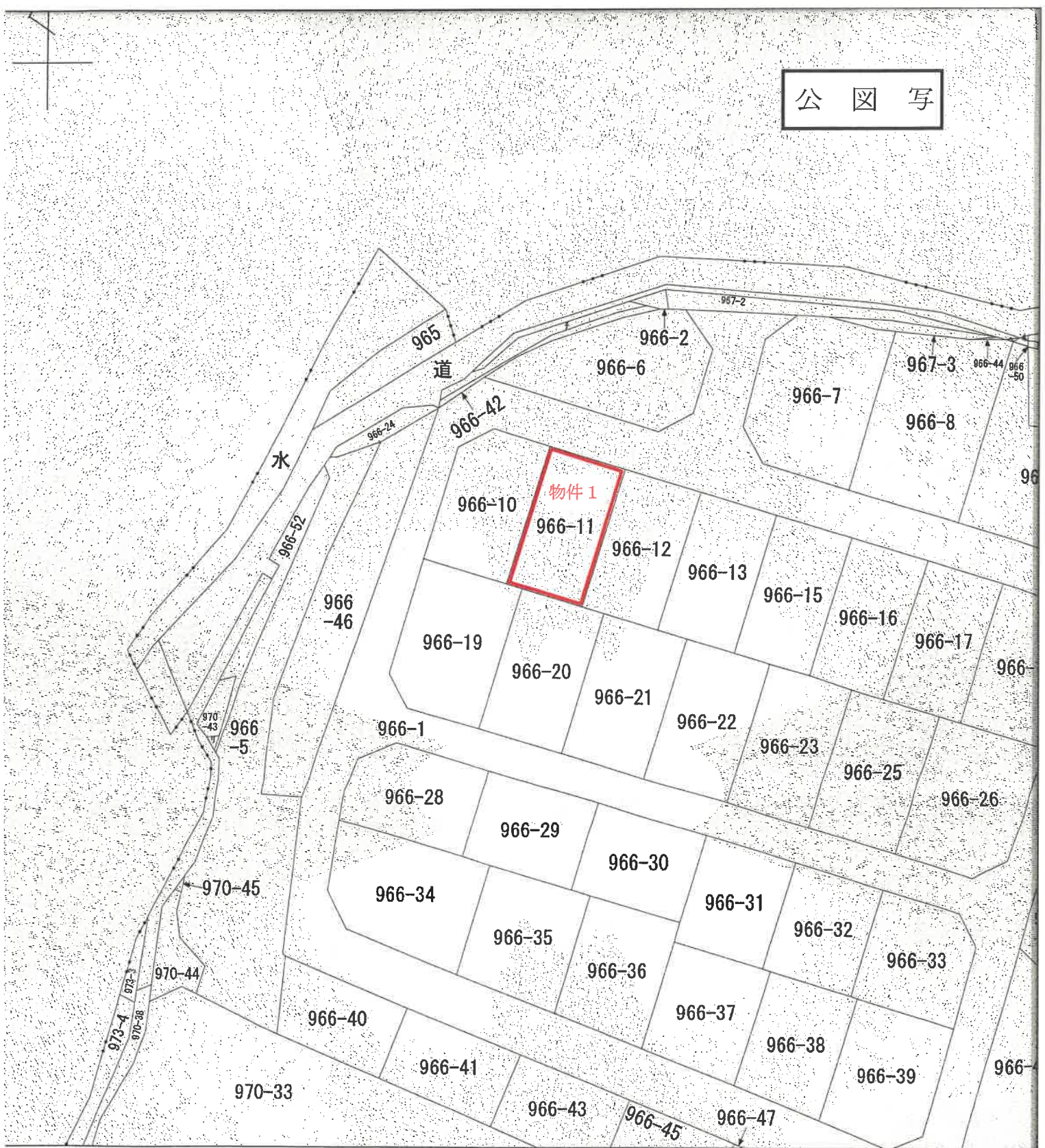
4 間 取 図

以 上



国土地理院HPより地理院地図を加工して作成した。

公 図 写



本図は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面です。土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。

S = 1 / 6 0 0

地番区域見出し

在 富士市原田字中野

地 番 966番11

0

精 度
区 分

座 標 系
番 号 又
は 記 号

分 類 地図に準ずる図面

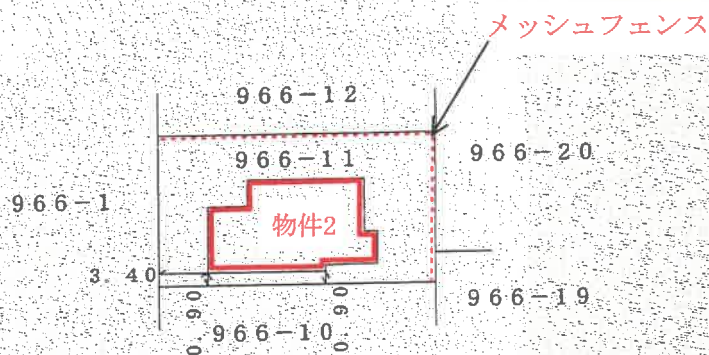
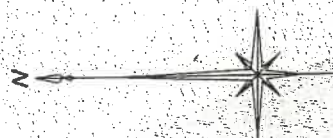
種 類 旧土地台帳附

建物配置図

建物図面図

家屋番号 966番11

建物の所在 富士市原田字中野966番地11



申請人

縮尺

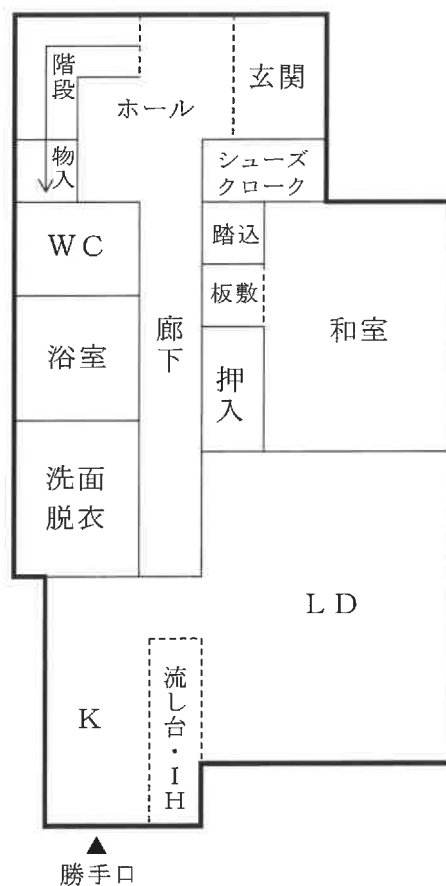
1/500

建物配置図は、平成27年1月19日作製の建物図面を基に、物件2建物等の配置を加筆して作成した。

物件 2

間取図

1 階



2 階

